

◆ Q&A 項目一覧

1. 全般に関すること

- Q1-1 本事業の実施期間はいつまでですか？
- Q1-2 事業の概要をおしえてください。

2. 補助対象者に関すること

- Q2-1 補助金の申請が可能な対象者は、どういう人ですか？

3. 補助対象住宅に関すること

- Q3-1 どんな住宅が対象になりますか？

4. 補助対象調査等に関すること

- Q4-1 どんな調査が対象になりますか？

5. 申請手続きについて

- Q5-1 対象内調査と対象外調査がある場合は、契約書や見積書を分ける必要がありますか？
- Q5-2 申請書類の一部を書き間違えました。書き直しですか？
- Q5-3 申請窓口はどこですか？
- Q5-4 郵送でも申請できますか？
- Q5-5 申請書はどこに行けばもらえますか？
- Q5-6 調査の時期は未定ですが、とりあえず補助金の申請だけを行うことは可能ですか？
- Q5-7 調査着手後に調査の内容を変更する場合は何か手続きが必要ですか？

6. その他

- Q6-1 調査に取り掛からなければ、申請の前に契約してもよいですか？
既に契約している場合は対象にならないのですか？
- Q6-2 調査を行なう業者は、何か資格を持っていないといけないのですか？
- Q6-3 補助金は上限額以内であれば何回でも受けられますか？

1. 全般に関すること

Q1-1 本事業の募集期間はいつまでですか？

- A. 1回目の募集期間は、令和3年8月1日から令和3年8月31日です。
2回目の募集期間は、令和3年11月1日から令和3年11月30日です。
本事業の補助対象となった方は、募集期間に関わらず、**令和4年1月31日まで**に事業を完了し、実績報告書を提出していただく必要があります。

Q1-2 事業の概要をおしえてください。

- A. 佐賀県内に存し、居住を目的として売買に供する戸建て住宅に対して行う、基礎や壁、柱等の構造体力上主要な部分及び建具、樋等の雨水の侵入を防止する部分の状況調査が補助の対象となります。
補助の対象となる経費や補助率については、補助金交付要綱別表1を参照ください。

2. 補助対象者に関すること

Q2-1 補助金の申請が可能な対象者は、どのような事業者ですか？

- A. 補助金の対象者は下記のいずれにも該当する事業者です。
(1) 既存住宅状況調査の経験がない事業者
(2) 宅地建物取引業法に規定する宅地建物取引業を営む者

3. 補助対象事業に関すること

Q3-1 どんな住宅が対象になりますか？

- A. 補助金の対象となる住宅は下記のいずれにも該当するものです。
(1) 佐賀県内に所在する既存住宅
(2) 居住を目的として、売買に供する一戸建ての住宅
(住宅の用途以外の用途に供する部分を有しないものに限る。)

4. 補助対象調査等に関すること

Q4-1 どんな調査が対象になりますか？

- A. この事業は、既存住宅の売買時における佐賀県内の宅建業者が行う既存住宅の状況調査に要する経費に対して支援を行うものです。
要件等については、補助金交付要綱及び本Q&A等を確認してください。

5. 申請手続きについて

Q5-1 既存住宅状況調査とは別に、その他の調査（オプション等）がある場合は、契約書や見積書を分ける必要がありますか？
A. 契約書等を二つに分ける必要はありませんが、調査内容がわかる内訳明細書を添付してください。
Q5-2 申請書類の一部を書き間違えました。書き直しですか？
A. 間違えた部分を訂正してください。訂正印は不要です。
Q5-3 申請窓口はどこですか？
A. 佐賀県庁 新館7階 建築住宅課内 住宅計画担当 となります。
Q5-4 郵送でも申請できますか？
A. 郵送での受付が可能です。（郵送の場合は締切当日必着とします。） ただし、書類に不備等がある場合は、場合によっては再提出等となることも考えられますので、申請窓口までお越しいただくことをお勧めします。
Q5-5 申請書はどこに行けばもらえますか？
A. 上記Q5-3の窓口、佐賀県宅地建物取引業協会、全日本不動産協会で配布しているほか、ホームページからもダウンロードできます。 URL：
Q5-6 調査の時期は未定ですが、とりあえず補助金の申請だけを行うことは可能ですか？
A. 申請時に、調査内容が分かる見積書等の写しの提出が必要ですので、調査内容が具体的にない段階での申請はできません。
Q5-7 調査着手後に調査の内容を変更する場合は何か手続きが必要ですか？
A. 変更承認申請書（様式第3号）の提出が必要です。

6. その他

Q6-1 調査に取り掛からなければ、申請の前に契約してもよいですか？ 既に契約している場合は対象にならないのですか？
A. 補助金の交付決定の通知日以降に調査に着手すればよく、それ以前の契約は問題ありません。
Q6-2 調査を行なう業者は、何か資格を持っていないといけないのですか？
A. 既存住宅状況調査技術者の資格が必要です。
Q6-3 補助金は上限額以内であれば何回でも申請できますか？
A. 既存住宅状況調査の経験がない事業者でかつ、一の既存住宅に一回限りの補助しか申請することができません。